

消費税に係る措置を求める意見書

社会保障と税の一体改革が議論される中で、消費税を社会保障の目的税とし、段階的に税率を引き上げ、社会保障制度の安定的な財源として確保してゆく方針が示されている。

現在の消費税制度では、医療機関や薬局等における社会保険診療等は非課税とされ、医薬品や診療材料の仕入れについては課税とされている。

そのため、医療機関等が仕入れ先に支払った消費税のうち、社会保険診療報酬等に対応する部分については仕入税額控除が認められておらず、医療機関等が一旦負担した後に診療報酬等により補填されることになっている。

しかし、現実的には、消費税分が適正に診療報酬等に反映されているとはいえず、一部は医療機関等が負担したままとなり、経営を圧迫する一つの要因となっている。

このように、医療機関や薬局等の収入は診療報酬等により公的に定められているため、消費税率が引き上げられた場合、増加する消費税をそのまま収入に転嫁することは困難であり、医療機関等の負担が増すことは明らかである。

よって、国におかれては、社会保険診療等に係る消費税について、医療機関や薬局等の負担が生じないように、適正な措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月28日

様

和歌山県議会議長 新島 雄

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

社会保障・税一体改革担当大臣